

## 加古川市市内事業者一時支援金を支給します

国の一時支援金、月次支援金又は兵庫県酒類販売事業者支援金の上乗せ支給

|              |   |
|--------------|---|
| 主催           | 加古川市  |
| 申請受付期間       | 令和3年12月23日（木）から令和4年2月28日（月）まで   |
| 内容           | <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により発令された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業若しくは時間短縮営業又は不要不急の外出・移動の自粛等の影響により、売上が大きく減少した中小法人及び個人事業者に対して、事業の継続を支援するため、加古川市市内事業者一時支援金を支給します。</p> <p><b>【支援金の額等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一律 10万円</li> <li>・支給は1事業者につき1回限りです。</li> </ul> <p>( <b>初めて</b> · <b>恒例</b> · <b>●回目</b> )</p>   |
| 対象           | <p>以下の要件をすべて満たす事業者が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 次に掲げるいずれかの支援金の受給者           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国の一時支援金</li> <li>② 国の月次支援金</li> <li>③ 兵庫県の酒類販売事業者支援金</li> </ol> </li> <li>(2) 本支援金の交付申請日時点で、市内に本社若しくは本店又は事務所若しくは事業所を有する中小法人及び市内に住所又は事務所若しくは事業所を有する個人事業者</li> <li>(3) 本支援金の交付申請日時点で営業の実態があり、今後も事業を継続する意思があること。(本社・本店の所在地又は自宅住所が加古川市外の方は、加古川市内の事業所等の営業を継続する意思があることが要件となります。)</li> </ol> |
| 申請先・方法       | <p><b>【申請先】</b><br/>     ☎675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地<br/>     加古川市 産業振興課 商業振興係 宛</p> <p><b>【申請方法】</b><br/>     新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請手続きは、原則、郵送での受付とします。</p>   |
| 目的・背景<br>その他 | 上記「内容」に記載   |
| 市ホームページ      | 掲載済み · 掲載予定（12月23日） · 掲載しない   |
| 広報かこがわ       | ●月号に掲載 · 2月号に掲載予定 · 掲載しない   |



加古川市 産業振興課 商業振興係 (担当: 村上)  
 ☎079-427-9756 (内線3154)

～ 新型コロナウイルス感染拡大の影響をうけて  
国の「一時支援金」、「月次支援金」又は「兵庫県酒類販売事業者支援金」  
の支給を受けた事業者の皆さんへ ～

## 加古川市市内事業者一時支援金

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業要請や不要不急の外出・移動の自粛による影響を受け、売上が大きく減少した事業者の事業継続を支援するため、加古川市市内事業者一時支援金（以下「本支援金」という。）を支給します。

**支給額** … 一律 **10万円** (1事業者につき1回限り)

### 支給要件

以下の要件をすべて満たす事業者であること。

(1) 次に掲げるいずれかの支援金の受給者

- ① 国の一時支援金
- ② 国の月次支援金
- ③ 兵庫県の酒類販売事業者支援金

(2) 本支援金の交付申請日時点で、市内に本社若しくは本店又は事務所若しくは事業所を有する中小法人及び市内に住所又は事務所若しくは事業所を有する個人事業者

|     |    | 法 人          |              | 個 人    |        |
|-----|----|--------------|--------------|--------|--------|
|     |    | 本社・本店が<br>市内 | 本社・本店が<br>市外 | 住民票が市内 | 住民票が市外 |
| 事務所 | 市内 | ○            | ○            | ○      | ○      |
|     | 市外 | ○            | ×            | ○      | ×      |

(3) 本支援金の交付申請日時点で営業の実態があり、今後も事業を継続する意思があること。（本社・本店の所在地又は自宅住所が加古川市外の方は、加古川市内の事業所等の営業を継続する意思があることが要件となる。）

(4) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらのものと社会的に避難される関係を有するものでないこと。

## 1 申請に必要な書類

- 交付申請書兼請求書（市ホームページからダウンロードできます。）
- 国の一時支援金、月次支援金又は兵庫県酒類販売事業者支援金の給付通知書の写し  
※受領された給付通知書のうち、任意の1通の写しを添付
- 振込先の口座情報がわかるもの（申請事業者名義の通帳など）の写し  
⇒ 振込先の口座は申請事業者本人名義（法人の場合は当該法人の口座）に限ります。
- 市内事業所の営業実態の確認ができる書類の写し【事業所所在地が記載されているもの】  
⇒ 直近の光熱水費等のお知らせ（検針票）又は領収書など
- （個人事業者のみ）本人確認書類の写し：運転免許証等の顔写真付きのもの

## 2 申請受付期間

令和3年12月23日（木）から令和4年2月28日（月）まで

【当日消印有効】

## 3 申請受付方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請手続きは、原則、  
郵送での受付とします。

## 4 申請書類提出先

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地  
加古川市 産業振興課 商業振興係 宛

- ※ 郵送料の不足にご注意ください。
- ※ 封筒に差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

## 5 問合せ先

交付申請書兼請求書及び申請に関するQ&Aを市ホームページに掲載しています。

担当 加古川市 産業振興課 商業振興係

電話 079-427-9756

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）